

令和8年度公共用水域等水質調査業務委託 仕様書

島根県環境生活部環境政策課

1 業務の目的

この仕様書は、令和8年度公共用水域・地下水水質測定計画に基づき、島根県が実施する水質調査業務のうち、海域及び海水浴場（遊泳適否調査を除く）に係る採水及び分析業務並びに公共用水域（河川）における大腸菌数に係る分析業務並びに公共用水域における直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（以下「LAS」という。）及びふっ素に係る分析業務並びに要監視項目実態把握調査に係る分析業務並びに地下水に係るポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）及びふっ素に係る分析業務を委託するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

2 委託業務実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 業務の内容

(1) 海域及び海水浴場水域（遊泳適否調査を除く、以下同じ。）に係る採水及び分析業務

ア. 別紙1に示す2海域6地点及び5海水浴場水域10地点の合計16地点の各調査地点において、海水試料を採水及び現場測定するとともに、外観及び概況等を調査する。

イ. 採水試料の分析対象項目は別紙1及び2に示すとおりとする。

ウ. 調査は各地点とも年間6回、原則として偶数月（4, 6, 8, 10, 12, 2月）に実施する。ただし、4月分は5月に実施してもよいものとする。

エ. 1地点1回当たりの採水検体数は、海水浴場水域は上層（海面下0.5m）1検体、海域は上層（海面下0.5m）、下層①（海面下5.0m）及び下層②（海底+0.5～1m程度）の3検体とする。

オ. 地点別項目別の年間分析検体数及び全地点の項目別年間分析総検体数は別紙1のとおりとする。

(2) 大腸菌数に係る分析業務

ア. 別紙3に示す調査地点（15地点）において、調査地点を所管する保健所が採水した公共用水域（8河川）の検体について、大腸菌数の分析を行う。

イ. 調査回数は、斐伊川、飯梨川、山佐川、神戸川、益田川は年間4回、静間川、浜田川、高津川は年間2回とする。

ウ. 調査を行う月は、調査地点を所管する保健所が指定する月とする。

エ. 採水日は、原則として水曜日又は木曜日とする。

(3) LAS及びふっ素に係る分析業務

ア. 別紙4に示す調査地点（6地点）において、調査地点を所管する保健所等が採水した公共用水域（4河川、2湖沼）の検体について、LAS及びふっ素の分析を行う。

イ. 調査は各地点とも年間2回、原則として6月及び12月に実施する。

ウ. 採水日は、原則として水曜日から金曜日までのいずれかの日とする。

(4) 要監視項目実態把握調査に係る分析業務

ア. 別紙5に示す調査地点（2地点）において、調査地点を所管する保健所が採水した検体の分析を行う。

- イ. 採水試料の分析対象項目は別紙5に示すとおりとする。
 - ウ. 調査は各地点とも年間2回、原則として6月及び12月に実施する。
 - エ. 採水日は、原則として水曜日から金曜日までのいずれかの日とする。
- (5) 地下水に係るPCB及びふっ素分析業務
- ア. 別紙6に示すとおり、保健所等が採水した地下水の検体(7検体)について、PCB及びふっ素の分析を行う。
 - イ. 調査は各検体とも年間1回、原則として10月に実施する。

4 分析方法

- (1) 環境基準項目については、「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号)に掲げられた測定方法による。
- (2) 要監視項目については、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準及び要監視項目の測定法について」(平成5年4月28日環水規第121号 環境庁水質保全局水質規制課長通達)及び「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(通知)」(令和2年5月28日環水大水発第2005281号・環水大土発第2005282号)に掲げられた測定方法による。
- (3) 水生生物の保全に係る水質環境基準に係る要監視項目については、「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」(平成15年11月5日環水企発第031105001号・環水管発第031105001号 環境省環境管理局水環境部長通知)及び「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行について」(平成25年3月27日環水大水発第1303272号 環境省水・大気環境局長通知)に掲げられた測定方法による。
- (4) 下層DO及び透明度については、「要測定指標等の測定の実施及びアンケートの実施について(協力依頼)」(平成25年3月25日環水大水発第1303251号 環境省水・大気環境局水環境課長通知)に掲げられた測定方法による。
- (5) その他の項目については、日本産業規格(JIS K 0102規格群 等公定水質分析法)に示す方法又はこれに準じた方法による。
- (6) 各測定項目について、受託分析機関は採用した分析方法を計量証明書に明示すること。

5 調査及び分析結果の報告等

- (1) 受託者は、受託業務に係る採水実施予定日時を当該日の前日までに環境政策課あて連絡すること。
また、環境政策課職員及び当該測定地点を所管する保健所の職員が、試料採水の立会い及び分析状況の立入検査を求めた場合は、それに応じること。
- (2) 大腸菌数、LAS、ふっ素、要監視項目、PCBの分析に係る採水日程については事前に採水機関に確認を行うとともに、採水瓶、保冷容器及び保冷剤等の検体輸送に必要な機器については業務受託者が用意し、事前に採水機関に届けておくこと。なお、事前の採水瓶等の輸送及び採水後の検体輸送については、業務受託者の費用負担により行うこと。
- (3) 採水後の検体は保冷容器等を用いて冷暗所に保管したまま検体分析場所まで速やかに輸送し、速やかに分析を行うこと。
- (4) 分析結果判明後、環境政策課及び調査地点所管の保健所(環境保全課)に分析結果を速報すること。
- (5) 採水から分析結果の計量証明書の提出までの期間は原則として10日以内とし、環境政策

課長及び調査地点所管の保健所長（環境保全課）あて送付すること。

また、別途定める報告要領に従って調査結果を調査月ごとに取りまとめ、その月の調査終了ごとに、別に指定するExcelワークシート形式と採水時の現場写真等を環境政策課長あて提出すること。

6 その他

- (1) 「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」については、「硝酸性窒素」と「亜硝酸性窒素」の各単独での濃度も併せて報告すること。
- (2) 「ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）」については、PFOS及びPFOAの合算値に加え、PFOS、PFOS（直鎖体）、PFOA、PFOA（直鎖体）それぞれの測定値についても併せて報告すること。
- (3) 採水はできる限り、天候の安定した平常時に実施すること。
- (4) 環境政策課職員及び当該測定地点を所管する保健所の職員が、測定値が求められた過程を検証するためのチャート紙等の記録又は、これに準ずる資料の提出・説明等を求めた場合は、それに応じること。
- (5) 業務受託機関に明らかな瑕疵があり、再測定の必要性が認められる場合は、県と協議を行った上で、再測定を行うこととし、県が必要と認めた場合は、県とのクロスチェックを実施すること。
- (6) 受託者は港則法に基づく許可申請を行うこと。
- (7) この実施計画に定めのないことは、環境政策課及び業務受託者が協議のうえ、定める。

別紙 2

海域及び海水浴場水域に係る採水及び分析業務調査日程

調査項目	海 域						海水浴場水域					
	調査月 4又 は5	6	8	10	12	2	4又 は5	6	8	10	12	2
pH, DO, COD, SS	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大腸菌数	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
n-ヘキサン抽出物質	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
全窒素・全りん	○	ナシ	○	○	ナシ	○	○	ナシ	○	○	ナシ	○
全亜鉛	ナシ	△	ナシ	ナシ	△	ナシ	ナシ	△	ナシ	ナシ	△	ナシ
Cd, Pb, Cr ⁶⁺ , As, T-Hg	ナシ	△	ナシ	ナシ	△	ナシ	ナシ	△	ナシ	ナシ	△	ナシ
ジクロロメタン等17項目	ナシ	△	ナシ	ナシ	△	ナシ	ナシ	△	ナシ	ナシ	△	ナシ
電気伝導度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
下層DO、透明度	○	○	○	○	○	○	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ
ノルフェノール、LAS	ナシ	△	ナシ	ナシ	△	ナシ	ナシ	△	ナシ	ナシ	△	ナシ

注 1) 海域とは、江の川河口海域・浜田川河口海域をいう。

注 2) 海水浴場水域とは、おわし海水浴場・波子海水浴場・国分海水浴場・田の浦海水浴場・持石海水浴場をいう。

注 3) ジクロロメタン等 17 項目とは、ジクロロメタン・四塩化炭素・1,2-ジクロロエタン・1,1-ジクロロエチレン・シス-1,2-ジクロロエチレン・1,1,1-トリクロロエタン・1,1,2-トリクロロエタン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・1,3-ジクロロプロペン・チラム・シマジン・チオベンカルブ・ベンゼン・セレン・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素・1,4-ジメチルをいう。

注 4) 原則として上層で調査するが、海域における pH・DO・COD・SS・電気伝導度は上層（海面下 0.5m）及び下層①（海面下 5.0m）で、下層 DO は下層②（海底+0.5～1 m 程度）で調査する。

注 5) △印は、一部の測定地点で調査を実施する。

大腸菌数の分析に係る調査地点

<調査地点数>

下表に掲げる 15 地点 (8 河川)

No.	水域	水域名	地点名	調査回数	採水・所管機関
1	河川	斐伊川	高杉橋	年 4 回	雲南保健所
2		飯梨川	下田原橋	年 4 回	松江保健所
3			能義大橋下流	年 4 回	
4		山佐川	小原橋	年 4 回	出雲保健所
5		神戸川	野土橋	年 4 回	
6			上乙立橋	年 4 回	
7		静岡川	川合橋	年 2 回	県央保健所
8			正原橋	年 2 回	
9		浜田川	河内大橋	年 2 回	浜田保健所
10			亀山橋	年 2 回	
11			河口	年 2 回	
12		益田川	逢瀬橋	年 4 回	益田保健所
13			雪舟橋	年 4 回	
14			月見橋	年 4 回	
15		高津川	旭橋	年 2 回	

<分析検体数>

48 検体/年

別紙 4

L A S 及びふっ素の分析に係る調査地点

<調査地点数>

下表に掲げる 6 地点（4 河川、2 湖沼）

No.	水域	水域名	地点名	採水・所管機関
1	河川	飯梨川	能義大橋下流	松江保健所
2		静岡川	正原橋	県央保健所
3		浜田川	亀山橋	浜田保健所
4		益田川	月見橋	益田保健所
5	湖沼	中海	N-7	保健環境科学研究所
6		神西湖	J-3	出雲保健所

<調査月>

原則として 6 月、12 月

<分析検体数>

6 地点 × 2 検体 / 地点・年 = 12 検体 / 年

別紙 5

要監視項目一覧表

No.	物質名	指針値 (mg/l)	報告下限値 (mg/l)	報告下限値未満 記載方法 (mg/l)	備考
1	クロロホルム	0.06 以下	0.0006	<0.0006	有機塩素化合物
2	トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004	<0.004	
3	1, 2-ジクロロプロパン	0.06 以下	0.006	<0.006	
4	p-ジクロロベンゼン	0.2 以下	0.02	<0.02	
5	イソキサントオン	0.008以下	0.0008	<0.0008	農薬 (殺虫剤)
6	ダイアジノン	0.005以下	0.0005	<0.0005	
7	フェニトロチオン (MEP)	0.003以下	0.0003	<0.0003	
8	イソプロチオラン	0.04 以下	0.004	<0.004	農薬 (殺菌剤)
9	オキシ銅 (有機銅)	0.04 以下	0.004	<0.004	
10	クロロタニル (TPN)	0.05 以下	0.005	<0.005	農薬 (除草剤)
11	プロピザミド	0.008以下	0.0008	<0.0008	
12	EPN	0.006以下	0.0006	<0.0006	農薬 (殺虫剤)
13	ジクロロボス (DDVP)	0.008以下	0.0008	<0.0008	
14	フェノブカルブ (BPMC)	0.03 以下	0.003	<0.003	
15	イプロベンホス (IBP)	0.008以下	0.0008	<0.0008	農薬 (殺菌剤)
16	クロルニトロフェン (CNP)	—	0.0001	<0.0001	農薬 (除草剤)
17	トルエン	0.6 以下	0.06	<0.06	可塑剤
18	キシレン	0.4 以下	0.04	<0.04	
19	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 以下	0.006	<0.006	
20	ニッケル	—	0.001	<0.001	金属
21	モリブデン	0.07 以下	0.007	<0.007	
22	アンチモン	0.02 以下	0.002	<0.002	ポリ塩化ビニル 可塑剤
23	塩化ビニルモノマー	0.002 以下	0.0002	<0.0002	
24	エビクロロヒドリン	0.0004 以下	0.00004	<0.00004	金属
25	全マンガン	0.2 以下	0.02	<0.02	
26	ウラン	0.002 以下	0.0002	<0.0002	原子核燃料
27	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005 以下 ^{※3}	0.000002	<0.000002	有機フッ素化合物
28	クロロホルム ※2	(※1)	0.0006	<0.0006	水生生物 要監視項目
29	フェノール	(※1)	0.001	<0.001	
30	ホルムアルデヒド	(※1)	0.003	<0.003	
31	4-tert-オクチルフェノール	(※1)	0.00004	<0.00004	
32	アニリン	(※1)	0.002	<0.002	
33	2,4-ジクロロフェノール	(※1)	0.0003	<0.0003	

(※1) No. 28~33は水生生物の保全に係る要監視項目であり、指針値は水域及び類型ごとに定められている（「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」（平成15年11月5日環水企発第031105001号・環水管発第031105001号 環境省環境管理局水環境部長通知）別表2及び「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」（平成25年3月27日環水大発第1303272号 環境省水・大気環境局長通知）別表2を参照）。

(※2) No.1とNo.28のクロロホルムは同一の物質であり、分析を分けて行う必要はないが、報告においては別々に報告する。

(※3) PFOS 及びPFOA の指針値については、PFOS 及びPFOA の合計値とする。

<令和8年度調査地点（2地点）>

No.	水域	水域名	地点名	採水・所管機関
1	湖沼	神西湖	J-3	出雲保健所
2	河川	静間川	正原橋	県央保健所

別紙 6

地下水に係る P C B 及びびふっ素の分析に係る調査地点

< 検体数 >

下表に掲げる 7 検体

No.	検体	採水・所管機関
1	地下水	松江保健所
2		雲南保健所
3		出雲保健所
4		県央保健所
5		浜田保健所
6		益田保健所
7		隠岐保健所

< 調査月 >

原則として 10 月

< 分析検体数 >

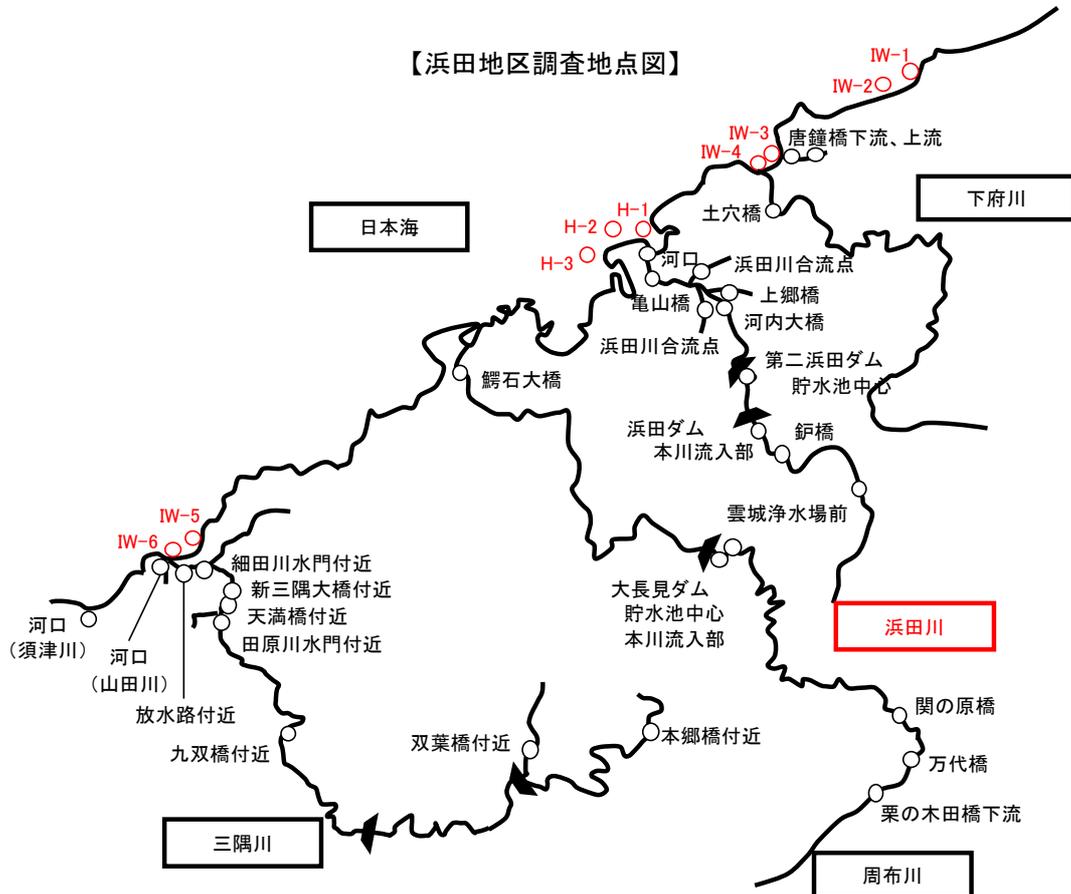
7 検体 × 年 1 回 = 7 検体 / 年

海域及び海水浴場水域に係る採水地点

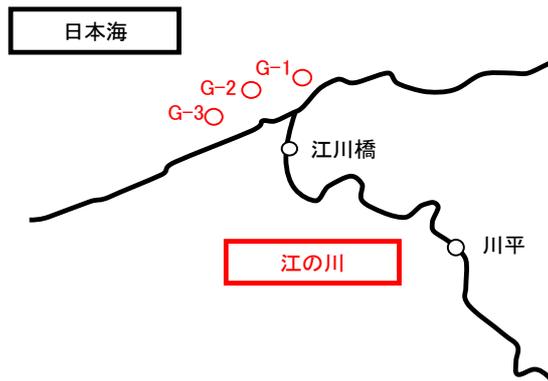
【出雲・雲南地区調査地点図】



【浜田地区調査地点図】



【江津・邑南地区調査地点図】



【益田地区調査地点図】

